

資料編

目次

秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会の開催状況	1
ふれあいの森整備事業施工箇所一覧	2
秋田県水と緑の森づくり税に関するアンケート調査結果について	4
秋田県水と緑の森づくり税条例	17
秋田県水と緑の森づくり基金条例	18

秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会の開催状況

平成 25 年度

- | | | |
|----------|-----------------------|----------------|
| 第 1 回委員会 | 平成 25 年 5 月 10 日 (金) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 2 回委員会 | 平成 25 年 8 月 19 日 (月) | 現地視察 (由利本荘市ほか) |
| 第 3 回委員会 | 平成 25 年 11 月 22 日 (金) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 4 回委員会 | 平成 25 年 3 月 17 日 (月) | ルポールみずほ (秋田市) |

平成 26 年度

- | | | |
|----------|----------------------|---------------|
| 第 1 回委員会 | 平成 26 年 5 月 15 日 (木) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 2 回委員会 | 平成 26 年 7 月 18 日 (金) | 現地視察 (八峰町ほか) |
| 第 3 回委員会 | 平成 26 年 12 月 5 日 (金) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 4 回委員会 | 平成 27 年 3 月 18 日 (水) | ルポールみずほ (秋田市) |

平成 27 年度

- | | | |
|----------|-----------------------|---------------|
| 第 1 回委員会 | 平成 27 年 5 月 21 日 (木) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 2 回委員会 | 平成 27 年 7 月 23 日 (木) | 現地視察 (美郷町ほか) |
| 第 3 回委員会 | 平成 27 年 12 月 15 日 (火) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 4 回委員会 | 平成 28 年 3 月 17 日 (木) | ルポールみずほ (秋田市) |

平成 28 年度

- | | | |
|----------|-----------------------|---------------|
| 第 1 回委員会 | 平成 28 年 5 月 17 日 (火) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 2 回委員会 | 平成 28 年 10 月 25 日 (火) | 現地視察 (三種町ほか) |
| 第 3 回委員会 | 平成 29 年 3 月 23 日 (木) | ルポールみずほ (秋田市) |

平成 29 年度

- | | | |
|----------|----------------------|--------------------------------|
| 第 1 回委員会 | 平成 29 年 5 月 25 日 (木) | ルポールみずほ (秋田市) |
| 第 2 回委員会 | 平成 29 年 7 月 19 日 (水) | 現地視察 (横手市)
会議プラザクリプトン (秋田市) |

ふれあいの森整備事業施工箇所一覧

市町村	整備公園	地区名	整備年度	主な整備内容
鹿角市	薬師山森林公園	十和田大湯	H26-H28	修景施業、植栽、歩道整備、安全柵設置、東屋、ベンチ、テーブル
小坂町	十和田湖森林公園	十和田湖休平	H27-H28	歩道整備、案内板
大館市	大館市市民の森	比内前田平馬	H25-H27	歩道補修、東屋、木柵
北秋田市	学びの森アカゲラ	米内沢滝ノ沢上段	H25-27	歩道整備、修景施業、植栽
	慶祝森林自然公園	坊沢	H28-H29	修景施業、歩道補修、案内板、東屋
八峰町	留山	八森	H25	歩道整備
	松波生活環境林	峰浜水沢	H27-H29	修景施業、歩道整備
	ぶなっこランド	八森三十釜	H28-H29	施設改修、修景施業、歩道補修
三種町	はねがわ森林公園	鹿渡	H25-H27	遊具整備、安全柵設置、東屋改修、修景施業、歩道補修
	石倉山公園	森岳	H28	東屋改修
男鹿市	真山いこいの森	北浦真山	H25-H26	炭焼き施設整備
潟上市	あきたグリーンサム創造の杜	天王字細谷長根	H25-H26	修景施業、案内板、植栽、東屋、ベンチ、木酢、トイレ
五城目町	森山森林公園	兎品沢	H26-H28	歩道整備
由利本荘市	松本ふれあいの森	松本	H25	植栽、修景施業、ベンチ、木柵、階段整備
	ボツメキ農村公園	東由利黒渕	H25-26	木柵、ベンチ、植栽
	大小屋ファミリーランド	岩野目沢石森	H26	修景施業、階段整備
	古館いこいの森	岩谷町	H26-H28	修景施業、植栽、歩道整備、東屋、案内板、木柵
	折渡峠の森	岩谷麓	H27-H29	歩道整備、修景施業、案内板、ひろば造成、植栽、東屋、展望台改修
	望海の丘	西目町出戸	H27-H29	修景施業、東屋、駐車場整備

市町村	整備公園	地区名	整備年度	事業内容
にかほ市	中島台レクリエーションの森	馬場冬師山	H25-H27	歩道整備
	黒湯森林公園	院内飛ヶ沢	H27-H29	歩道整備、修景施業、東屋改修、ベンチ、案内板
大仙市	姫神公園	花館松本	H25-H27	修景施業、歩道整備、ベンチ、階段整備、案内板、東屋
	余目森林公園	小友余り目	H25-H27	植栽、修景施業、歩道整備、案内板、東屋、ベンチ
	長野山ふれあいの森	長野	H25-H27	歩道整備、案内板、駐車場、作業小屋
	十六沢城址緑地公園	豊岡	H28-H29	東屋改修、案内板、歩道整備
仙北市	ブナのもり森林公園	生保内駒ヶ岳	H25	歩道整備
	梅沢森林公園	田沢湖梅沢	H28-H29	修景施業、歩道整備、ベンチ、階段整備、案内板、トイレ
美郷町	六郷清水	六郷本道町	H25-H26	湧水施設改修
	黄金清水の森	浪花	H27-H28	歩道整備、案内板
	大清水の森	土崎中屋敷	H27-H29	植栽、修景施業、歩道整備、看板、ベンチ、デッキ
	大工・馬洗い清水の森	鍵田屋敷田	H27-H28	修景施業、歩道整備、看板、デッキ、ベンチ、木柵
横手市	鍛冶台いこいの森	横手市	H25-H27	展望台、修景施業、歩道整備、木柵
	横手いこいの森	睦成城付	H27-H29	修景施業、歩道整備、転落防止柵、水路、案内板、東屋改修
	山内いこいの森	山内土渕	H27-H29	歩道整備、案内板、東屋改修、テーブル、ベンチ、木柵
湯沢市	東鳥海山の里森林公園	大沢山	H27-H29	作業道補修、歩道整備、案内板、東屋、ベンチ、テーブル
東成瀬村	天正の滝自然公園	岩井川	H28-H29	歩道整備、案内板、展望台改修、ベンチ、柵補修

秋田県水と緑の森づくり税に関するアンケート調査結果について

1 調査の目的

秋田県水と緑の森づくり税導入から平成28年度で9年目を迎え、これまでの取り組みの検証を行うとともに、県民や企業の方々がさらに森づくり税を有効に活用していただくことを目的として、県民と企業を対象にアンケート調査を行い、平成30年度からの5箇年計画策定に向けた事業検討の基礎資料とする。

2 調査の内容

① 県民アンケート調査

調査方法 県内に居住する20歳以上の男女を住民基本台帳から無作為抽出し、往復郵送によるアンケート形式

対象者 2,000人

調査期間 平成28年10月4日～10月31日

回収結果 調査回収数 1,181人（回収率 59.1%）

② 企業アンケート調査

調査方法 県内各商工会議所、商工会連合会等に属する県内企業を無作為抽出し、往復郵送によるアンケート形式

対象者 1,000社

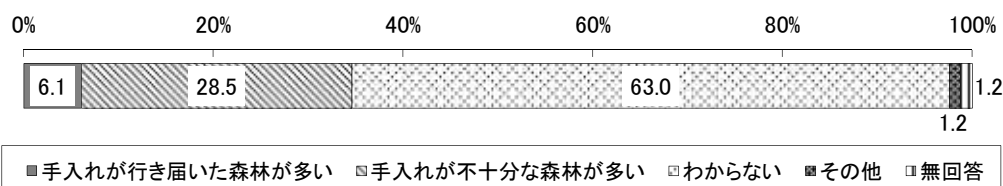
調査期間 平成28年10月4日～10月31日

回収結果 調査回収数 619社（回収率 61.9%）

3 県民アンケート調査結果について

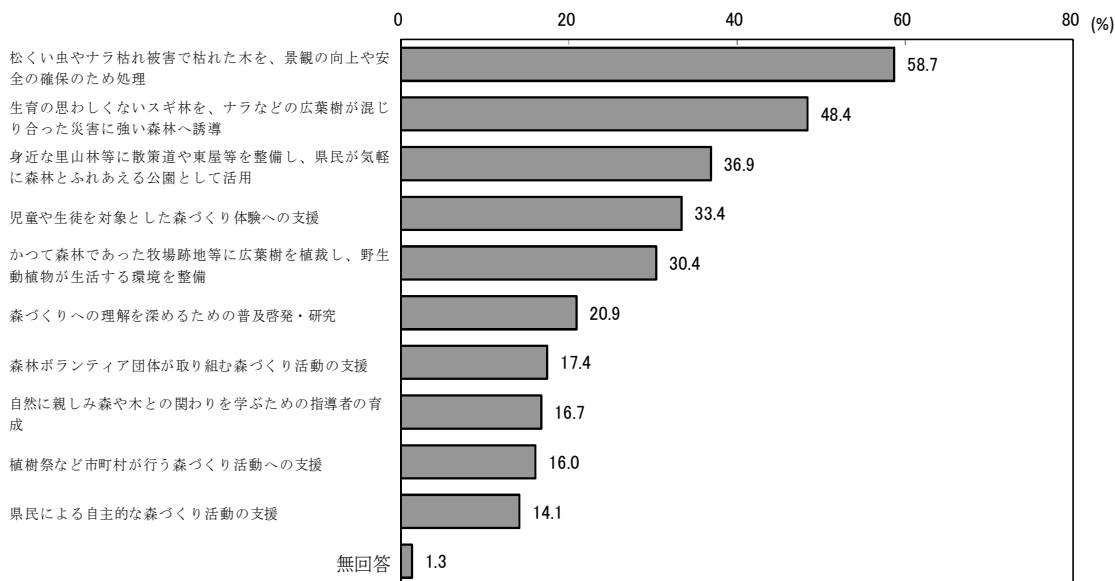
<設問1> 秋田県の森林の現状について

「手入れが行き届いた森林が多い」が6.1%に対し、「手入れが不十分な森林が多い」が28.5%となっている。また、「わからない」が63.0%で半分以上を占めている。



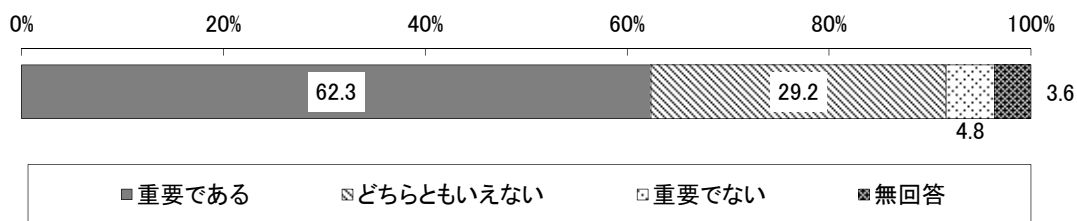
<設問2> あなたにとって大切と思われる取り組みは何ですか（3つまで選択）

「松くい虫やナラ枯れ被害で枯れた木を、景観の向上や安全の確保のため処理」が58.7%で大切な取組と思っている人の割合が最も高い。「生育の思わしくないスギ林を、ナラなどの広葉樹が混じり合った災害に強い森林へ誘導」は48.4%で約5割の県民が大切な取組と思っており、「身近な里山林等に散策道や東屋等を整備し、県民が気軽に森林とふれあえる公園として活用」の取り組みが36.9%と続いている。

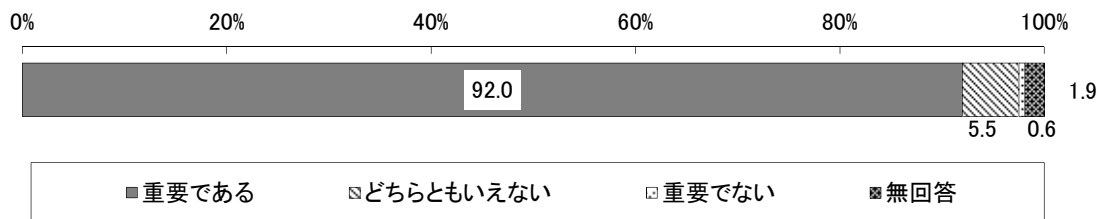


<設問3> 各項目について、あなたにとってどれくらい重要とお考えですか。

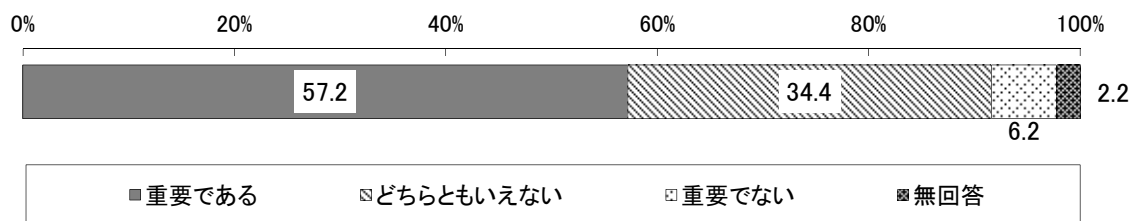
(1) 「木材を生産するための森づくり」について



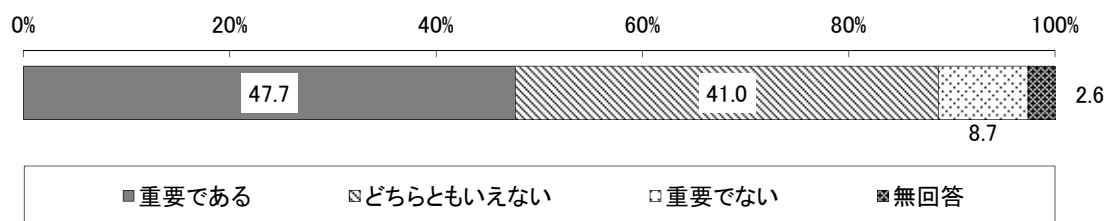
(2) 「山崩れや洪水等災害を防止する森づくり」について



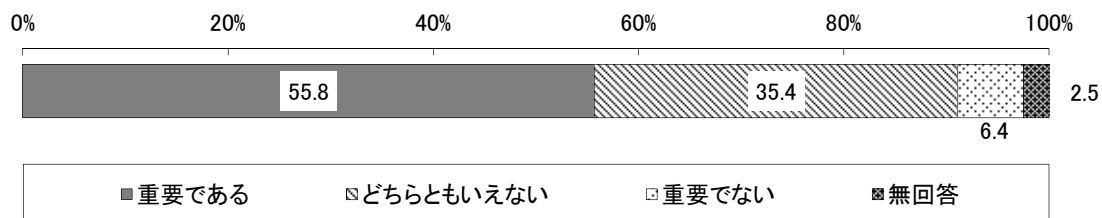
(3) 「野生動植物が生息できる森づくり」について



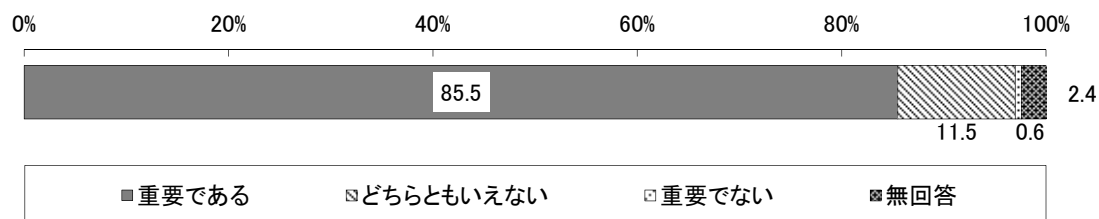
(4) 「景観の向上を図る森づくり」について



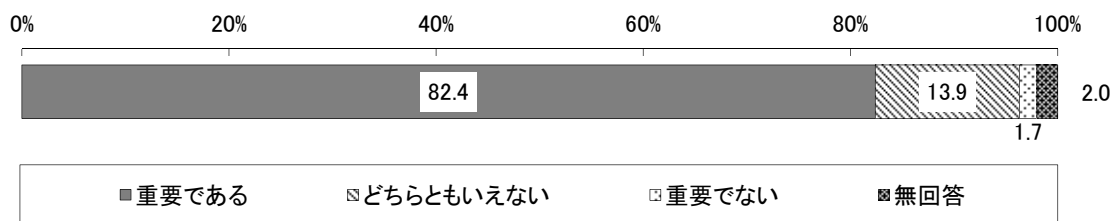
(5) 「人の心を和ませ、安らぎの場を提供する森づくり」について



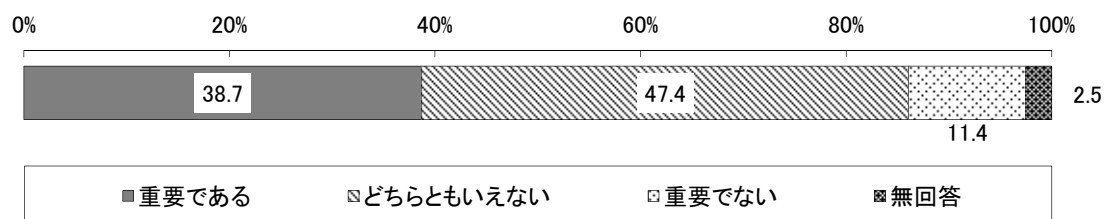
(6) 「雨水を蓄え、豊かな水を育む森づくり」について



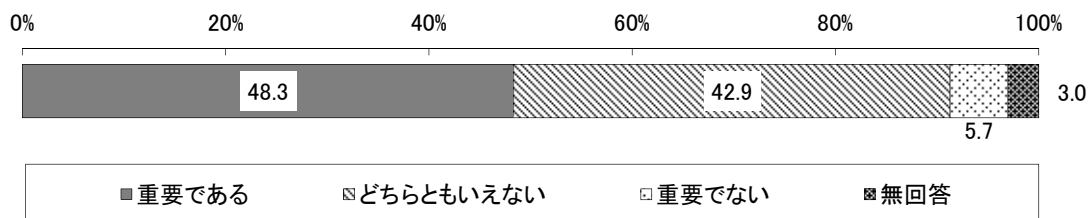
(7) 「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する森づくり」について



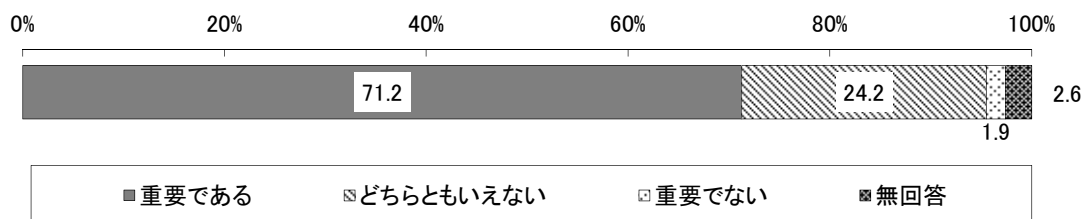
(8) 「山菜やきのこ等を生産する森づくり」について



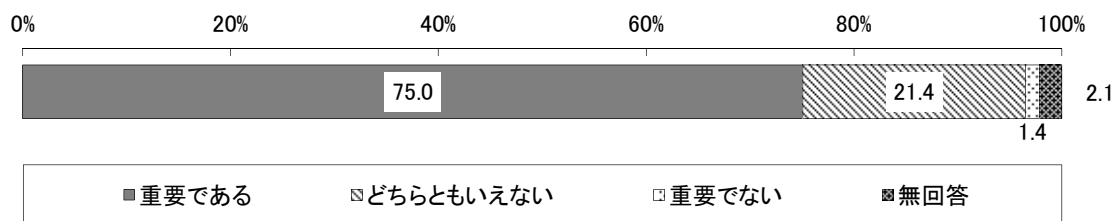
(9) 「木材の優先的な活用やそれを推進する取り組み」について



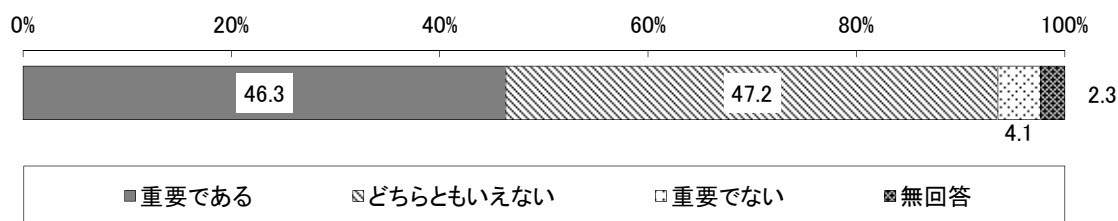
(10) 「伐採後、植栽されず放置されている場所の解消」について



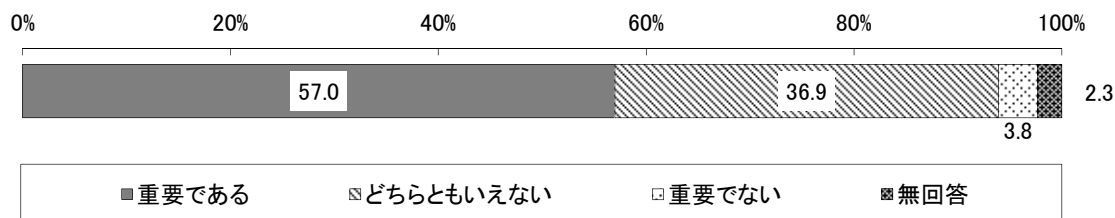
(11) 「森林を手入れする人を確保し、育てる取り組み」について



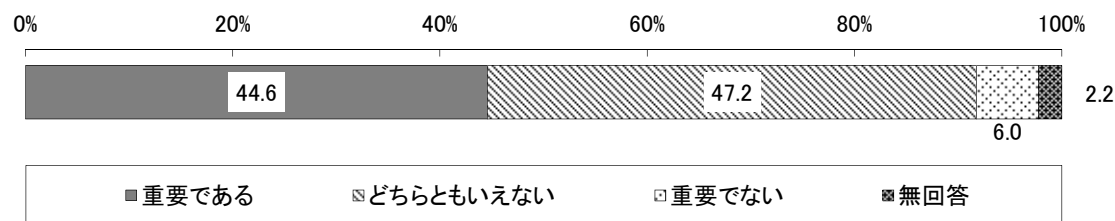
(12) 「森づくり活動を推進する森林ボランティアの育成」について



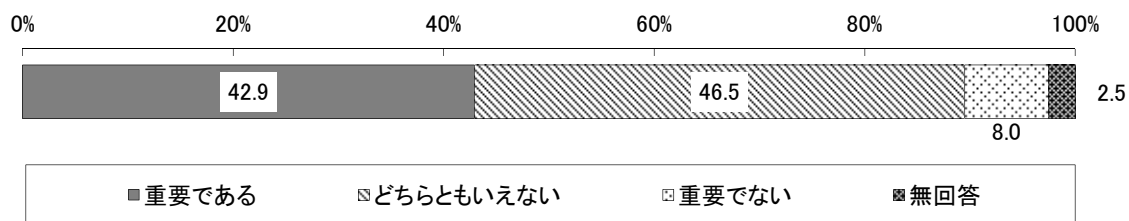
(13) 「自然に親しみ森や木との関わりを学ぶ教育の充実」について



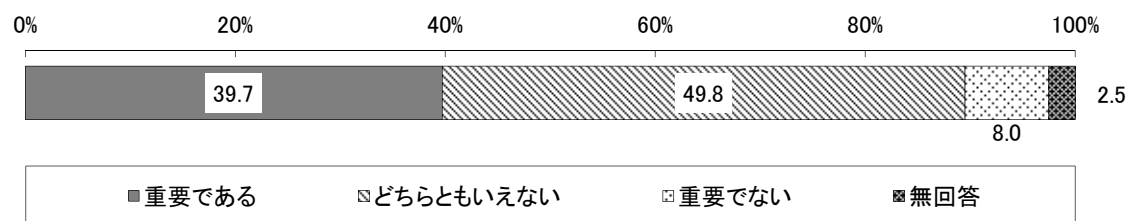
(14) 「森づくりに関する調査研究の実施」について



(15) 「企業による植樹活動等の支援」について



(16) 「イベント等による森づくり活動の普及啓発」について



◇「重要度」について

重要度について、評価している度合いを得点化するために選択肢指数を算出。「重要である」の回答を10点、「重要でない」の回答をマイナス10点、「どちらともいえない」の回答を0点とし、それぞれの回答数に点数を掛けた数値の合計を「無回答を除く回答者数」で除した値を求め、順位付けした上位10の項目は次のとおりです。

- 1位 山崩れや洪水等災害を防止する森づくり
- 2位 雨水を蓄え、豊かな水を育む森づくり
- 3位 二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する森づくり
- 4位 森林を手入れする人を確保し、育てる取り組み
- 5位 伐採後、植栽されず放置されている場所の解消
- 6位 木材を生産するための森づくり
- 7位 自然に親しみ森や木との関わりを学ぶ教育の充実
- 8位 野生動植物が生息できる森づくり
- 9位 人の心を和ませ、安らぎの場を提供する森づくり
- 10位 木材の優先的な活用やそれを推進する取り組み

＜参 考＞

【選択肢指数】

＜重要度＞

選 択 肢	点 数
選択肢 1:「重要でない」	-10 点
選択肢 2:「どちらともいえない」	0 点
選択肢 3:「重要である」	10 点

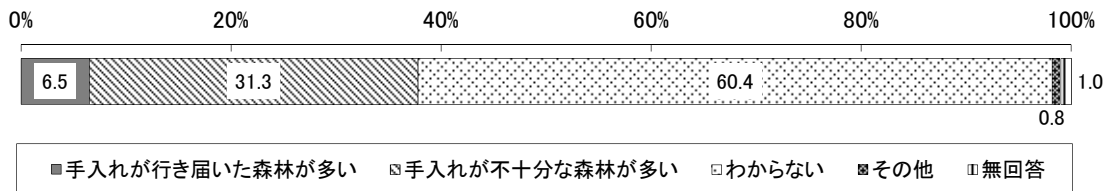
【算定式】

$$\text{選択肢指数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{選択肢1の} \\ \text{回答者数} \end{array} \times -10 \right) + \left(\begin{array}{c} \text{選択肢2の} \\ \text{回答者数} \end{array} \times 0 \right) + \left(\begin{array}{c} \text{選択肢3の} \\ \text{回答者数} \end{array} \times 10 \right)}{\text{無回答を除く回答者数}}$$

4 企業アンケート調査結果について

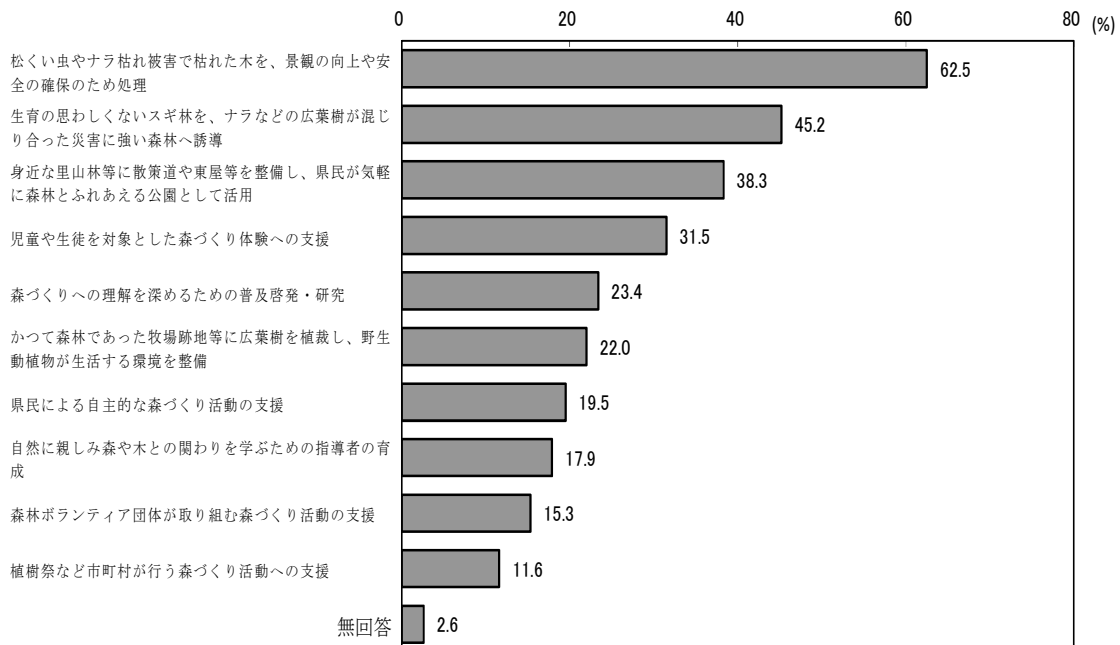
<設問 1> 秋田県の森林の現状について

「手入れが行き届いた森林が多い」が 6.5%に対し、「手入れが不十分な森林が多い」が 31.3%となっている。また、「わからない」が 60.4%で半分以上を占めている。



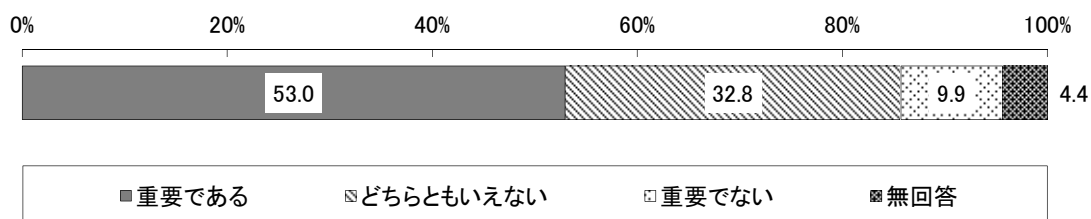
<設問 2> 貴社にとって大切と思われる取り組みは何ですか（3つまで選択）

「松くい虫やナラ枯れ被害で枯れた木を、景観の向上や安全の確保のため処理」が 62.5%で大切な取組と思っている企業の割合が最も高い。「生育の思わしくないスギ林を、ナラなどの広葉樹が混じり合った災害に強い森林へ誘導」は 45.2%で5割に近い企業が大切な取組としており、「身近な里山林等に散策道や東屋等を整備し、県民が気軽に森林とふれあえる公園として活用」する取り組みが 38.3%と続いている。

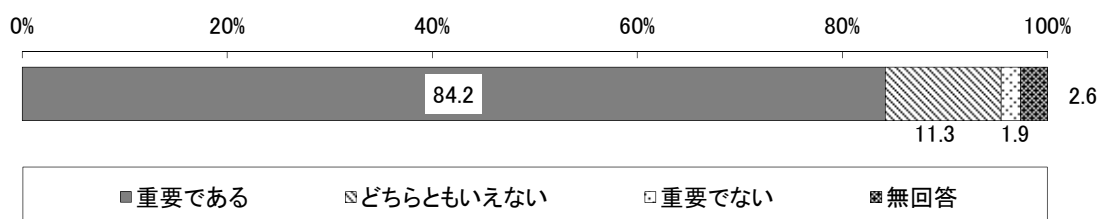


＜設問3＞ 各項目について、貴社にとってどれくらい重要とお考えですか。

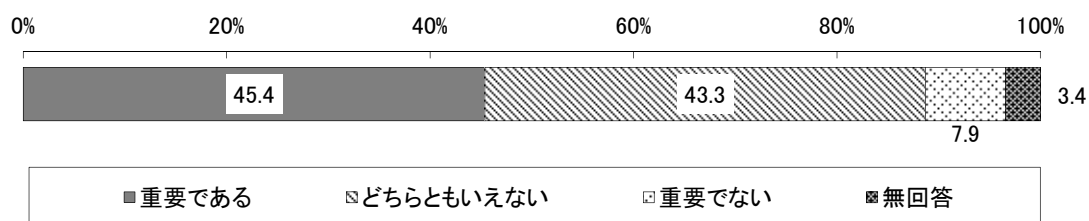
(1) 「木材を生産するための森づくり」について



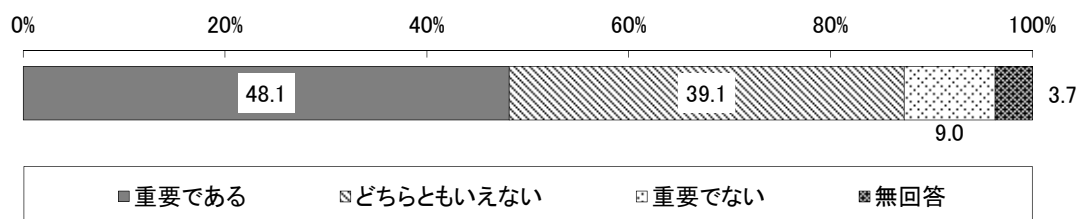
(2) 「山崩れや洪水等災害を防止する森づくり」について



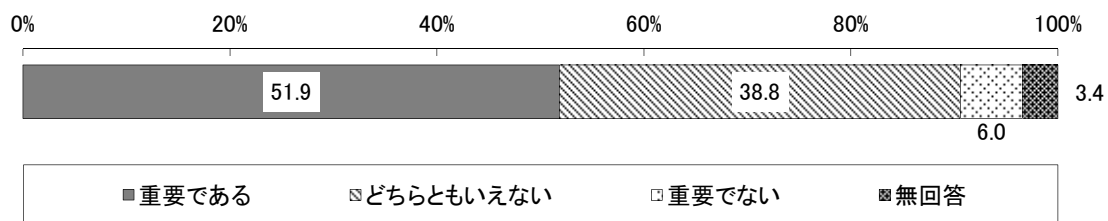
(3) 「野生動植物が生息できる森づくり」について



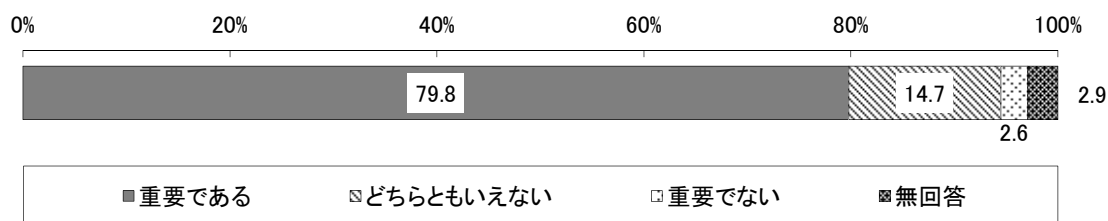
(4) 「景観の向上を図る森づくり」について



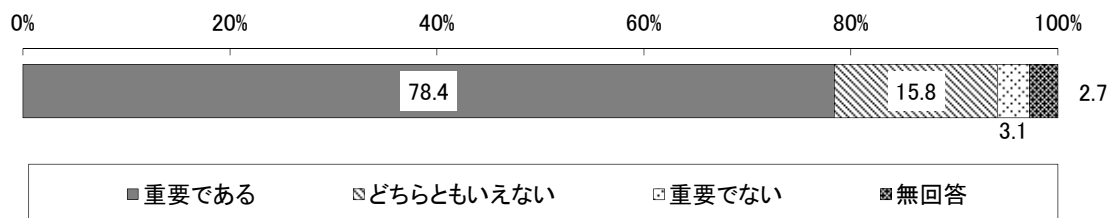
(5) 「人の心を和ませ、安らぎの場を提供する森づくり」について



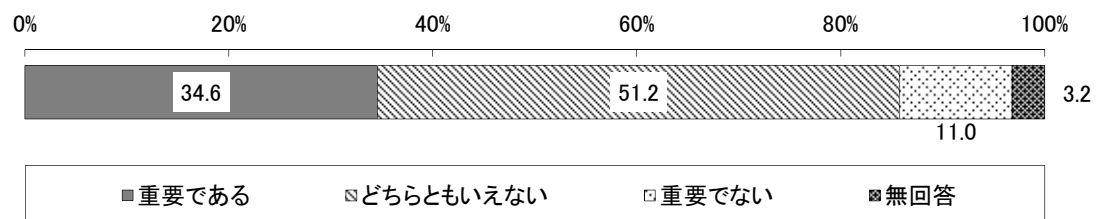
(6) 「雨水を蓄え、豊かな水を育む森づくり」について



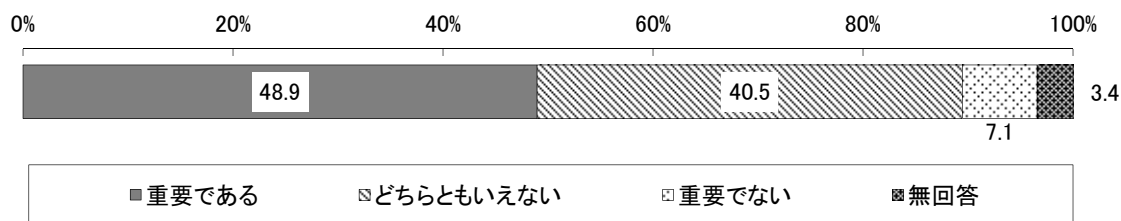
(7) 「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する森づくり」について



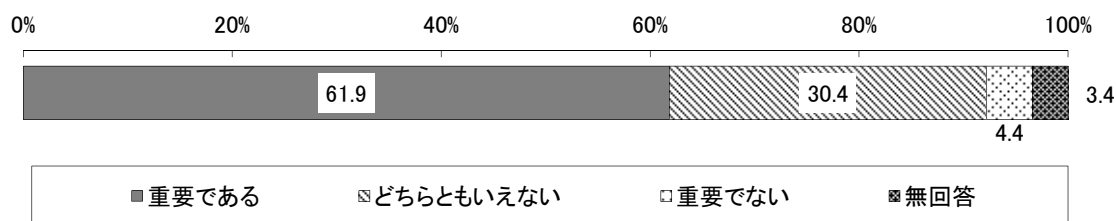
(8) 「山菜やきのこ等を生産する森づくり」について



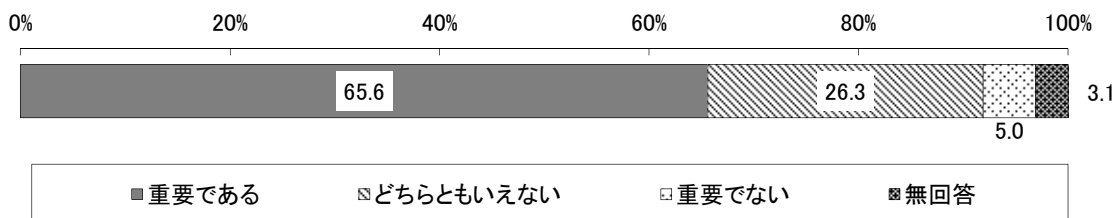
(9) 「木材の優先的な活用やそれを推進する取り組み」について



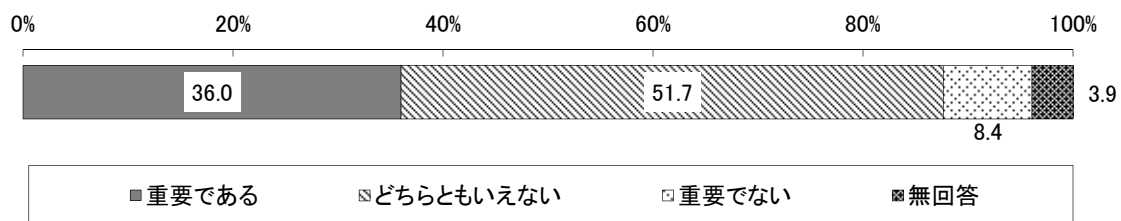
(10) 「伐採後、植栽されず放置されている場所の解消」について



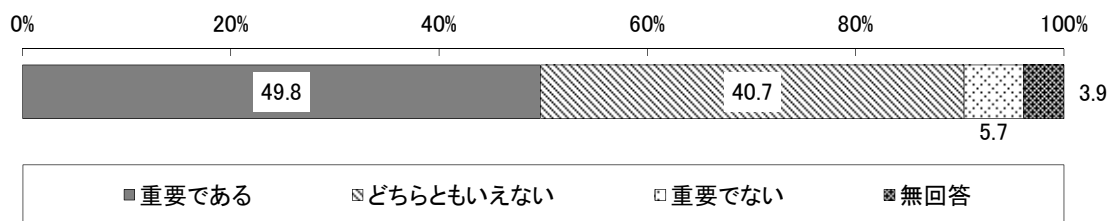
(11) 「森林を手入れする人を確保し、育てる取り組み」について



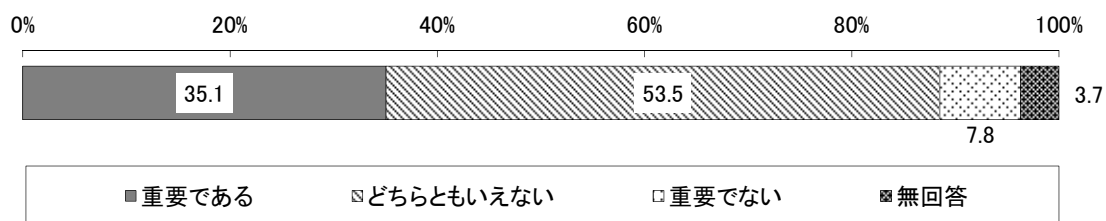
(12) 「森づくり活動を推進する森林ボランティアの育成」について



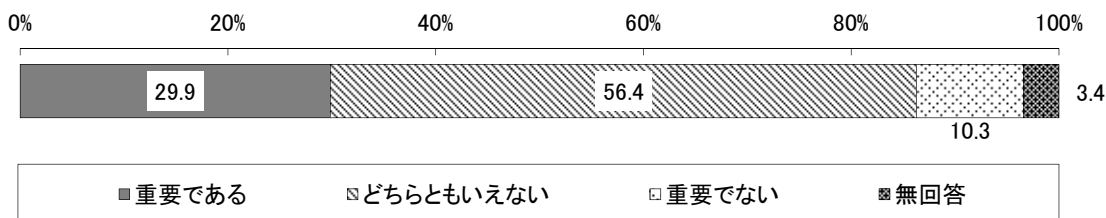
(13) 「自然に親しみ森や木との関わりを学ぶ教育の充実」について



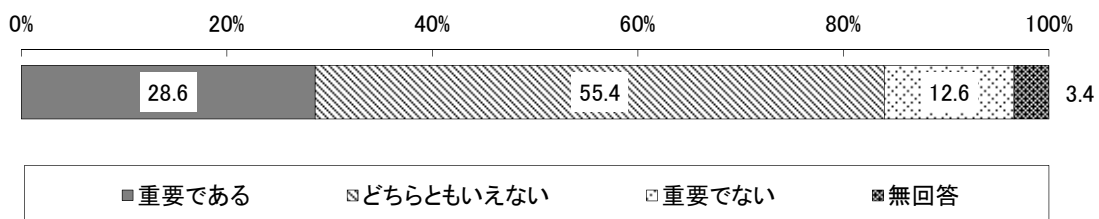
(14) 「森づくりに関する調査研究の実施」について



(15) 「企業による植樹活動等の支援」について



(16) 「イベント等による森づくり活動の普及啓発」について



◇「重要度」について

県民アンケートと同様に、各項目についての重要度を順位付けした結果、上位 10 の項目は以下のとおりです。

- 1 位 山崩れや洪水等災害を防止する森づくり
- 2 位 雨水を蓄え、豊かな水を育む森づくり
- 3 位 二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する森づくり
- 4 位 森林を手入れする人を確保し、育てる取り組み
- 5 位 伐採後、植栽されず放置されている場所の解消
- 6 位 人の心を和ませ、安らぎの場を提供する森づくり
- 7 位 自然に親しみ森や木との関わりを学ぶ教育の充実
- 8 位 木材を生産するための森づくり
- 9 位 木材の優先的な活用やそれを推進する取り組み
- 10 位 景観の向上を図る森づくり

○秋田県水と緑の森づくり税条例

平成十九年十一月二十七日

秋田県条例第九十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力の下、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、秋田県県税条例第三十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に八百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人等の県民税の均等割の税率は、秋田県県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、同表の下欄に定める額に当該額に百分の八を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における秋田県県税条例第四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは、「秋田県水と緑の森づくり税条例(平成十九年秋田県条例第九十二号)第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「秋田県水と緑の森づくり税例第三条第一項」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(適用)

2 第二条の規定は平成二十年度以後の年度分の個人の県民税の均等割に、第三条の規定はこの条例の施行の日以後に開始する事業年度、連結事業年度並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号及び第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

(検討)

8 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 秋田県水と緑の森づくり基金条例

平成十九年十一月二十七日

秋田県条例第九十三号

(設置)

第一条 地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその思恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全に関する施策に要する資金に充てるため、秋田県水と緑の森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、秋田県水と緑の森づくり税条例(平成十九年秋田県条例第九十二号)第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る納付され、又は納入された額から当該加算額に係る賦課徴収に要する経費を控除して得た額に相当する額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会の設置及び所掌事務)

第八条 知事の諮問に応じ、第六条第一項の処分その他基金に関する事項を調査審議させるため、秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第十条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第十二条 第八条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「卸売市場審議会の委員及び専門委員」を「卸売市場審議会の委員及び専門委員
水と緑の森づくり基金運営委員会の委員」に改める。